

【アメリカ】 ワシントン D.C.に下院議員選出を認める法案

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

* 長年の懸案となっていたワシントン D.C.(コロンビア特別区)に下院議員の選出を認める法案が、2009 年 2 月 26 日に上院を通過した。法案の今後の審議は難航が予想され、法案が成立したとしても、憲法訴訟は避けられない見通しである。

コロンビア特別区

現在、アメリカ合衆国の首都であるコロンビア特別区は、いずれの州にも属さない特別区であり、下院には 1 名の代議員(法案の提出や委員会で投票を行うことはできるが、本会議では投票権を持たない)を選出できるが、上院議員の選出は認められていない。大統領選挙については、1961 年の連邦憲法第 23 修正により、3 名の大統領選挙人が配分されている。現在、市長と市議会議員は選出できるが、その予算等は連邦議会によって決定されている。

コロンビア特別区の住民には連邦税の納税義務がありながら、連邦議会に議員を選出できないため、代議員ではなく下院議員の選出が長年望まれてきた。

コロンビア特別区は、約 58 万人の住民がおり、そのうち黒人が半数以上を占めている。政治的には圧倒的に民主党支持であることから、下院議員の選出を認めれば、民主党議員が選出されることは確実である。このため、党派的な対立もあり、これまで議員の選出が実現しなかった。

過去の立法動向

コロンビア特別区の代表権を巡っては、下院議員の選出法案に加えて、ここを州とすることや、隣接するメリーランド州の一部に組み込むことなどが長年議論されてきた。州とすることについては、国民の支持が低く、実現の可能性は低いとされている。

1978 年には、下院議員の選出を認める憲法修正案が両院を通過したが、1985 年の期限までに、憲法修正に必要な 38 州の批准のうち 16 州の賛成しか得られず廃案となった。

第 108 議会(2003-2004 年)に、2000 年の国勢調査で下院の議席増が可能となったユタ州とコロンビア特別区にそれぞれ 1 議席を与える法案が提出されたが、共和党の反対で廃案となっている。

両院で民主党が多数派となった第 110 議会(2007-2008 年)にも再度、両院に第 108 議会と同内容の法案が提出された。下院法案は、下院は通過したが、上院では公聴会が開催されたのみで廃案となった。上院法案も、共和党議員のフィリバスター(議事妨害)を打ち破れずに廃案となった。

第 111 議会における法案審議

第 111 議会(2009-2010 年)では、上院法案と下院法案、憲法修正案が提出されている。

上院法案(S.160)は、リーバーマン国土安全保障・政府問題委員長(無所属)によって 2009 年 1 月 6 日に提出され、同委員会の審査を経て、2 月 26 日、賛成 61、反対 37 で上院を通過した。コロンビア特別区に 1 名、現在下院議員が 3 名選出されているユタ州には、第 4 選挙区を作り 1 名増員し、下院議員の定数を現在の 435 から 437 とする。下院議員の定数変更に伴い、大統領選挙人の数も、ユタ州に 1 名増員して、539 名に変更される。ただし、ユタ州の議席は、2010 年の国勢調査の結果に基づき再配分の対象となる。リーバーマン委員長は、第 107 議会から、同種の法案を推進してきた。

上院通過法案には法案に反対する共和党議員提出の、コロンビア特別区における銃所有規制緩和の修正案も盛り込まれた。コロンビア特別区の銃規制については、2008 年に連邦最高裁から違憲判決も出された。銃規制についても政治的には大きな対立があり、今後の審議は非常に難航することが予想されている。

下院法案(H.R.157)の提出者は、コロンビア特別区選出の民主党ノートン代議員で、2009 年 1 月 6 日に提出された。司法委員会に付託され、2 月 28 日に賛成 20、反対 12 で修正の上可決された。コロンビア特別区に 1 議席、ユタ州にも 1 議席を与えるが、上院法案とは異なりユタ州には全州を選挙区とする 1 議席を配分するとしている。ユタ州は圧倒的に共和党支持が多い州であることから、政治的なバランスに配慮し、共和党側の反対を抑えるために、議席増が図られている。

憲法修正案(S.J.Res.11)は、コロンビア特別区にのみ下院議員を 1 議席認めるもので、提出者は共和党マコウスキー議員である。現時点では審議が進んでいない。

オバマ大統領も、第 110 議会の上院法案の共同提出者であることから、法案を支持する見通しである。

憲法上の論点

法案の最大の論点は、憲法修正によらずに法律によってコロンビア特別区に下院の議席を与えることの合憲性である。合衆国憲法第 1 条第 2 節は「下院は、各州人民が 2 年ごとに選出する議員で組織する。」と規定していることから、州ではないコロンビア特別区から下院議員を選出することは、違憲であると法案の反対派は主張している。

他方、法案への賛成派は、合衆国憲法第 1 条第 8 節第 17 項の連邦議会がコロンビア特別区に対して、「いかなる事項に関しても専属的な立法権を行使すること」を根拠として合憲としている。

法律が成立した場合も、司法審査は避けられない見通しである。

参考文献(インターネット情報は 2009 年 4 月 15 日現在である。)

•Eugene Boyd, "District of Columbia Voting Representation in Congress: An Analysis of Legislative Proposals," *CRS Report for Congress*, October 10, 2007.

<<http://wikileaks.org/leak/crs/RL33830.pdf>>